

事 務 連 絡

令和3年6月24日

審査請求人 遠藤 保男 殿

「再々再弁明書の送付及び再々再反論書等の提出について」の送付について

令和元年7月3日付けで提起されました審査請求に対して、処分庁である長崎県収用委員会から再々再弁明書の提出がありましたので、別添のとおり副本を送付致します。

また、審査請求人は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第30条第1項に規定する再々再反論書及び同法第32条第1項に規定する証拠書類等を提出することができますので、提出される場合は令和3年7月30日まで（当日消印有効）にご提出願います。（再々再反論書等に様式はございませんので、ご自由に記載いただいても構いません。また、再々再反論書は正本と副本を送付願います。）ただし、期日までに提出がなされない場合は、提出の意思がないものとして審理手続を進めることとなりますので、念のため申し添えます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡願います。

お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室

【担当】 灘野・黒木

住 所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話：03-5253-8111（代表）

FAX：03-5253-1546

令和3年6月24日

審査請求人 遠藤 保男 殿

審理員 二井 俊充

再々再弁明書の送付及び再々再反論書等の提出について

令和元年7月3日付けで貴殿から提出された、長崎県収用委員会が令和元年5月21日付けでした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第29条第5項の規定により、別添のとおり再々再弁明書（副本）を送付します。

また、法第30条第1項の規定により再々再弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合には、正副2通を令和3年7月30日までに、法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には令和3年7月30日までに、それぞれ提出してください。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、法第38条第1項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっており、これらの者による閲覧の請求があった場合、審理員が証拠書類等の閲覧等を行うことについて、貴殿の意見を聴取することとなります。その際、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることをご承知おきください。

再々再弁明書

31長収委 第18号
令和3年5月18日

審理員 二井 俊充 様

長崎県収用委員会 会長 梶村 龍太



審査請求人遠藤保男外 104 人から令和元年7月3日付けで提起された、当委員会が令和元年5月21日付けでなした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る権利取得裁決及び明渡裁決(以下「本件処分」という。) に対するの審査請求において、審査請求人らが本年2月22日付けで提出した再々反論書(以下「再々反論書」という。) に対し、下記のとおり再々再弁明します。なお、本書面で直接触れていない事項については、従来主張と同様です。

記

1 「2. 再々弁明書への反論」に対する認否

- (1) 再々反論書の2.の1)2.中「本件収用明渡し裁決は、①収用対象地の地権者と同居者の意志に反して、起業者の目的遂行に向けての上記の全権利を起業者に付与するものであること、②その意味を全く考慮していない事業認定申請以降の行政処分はすべて、「人権を甚だしく侵害していること」を捨象した、違法処分である」とする部分は争う。
- (2) 再々反論書の2.の3)1.中「事業認定時から収用明渡し裁決時の間に水需要の実態が大きく予測と乖離していた場合については、土地収用法は想定していない」及び「土地収用法では対応できない事件」として却下しないと、本件の収用明渡し対象者が故ない不利益を被るだけである」とする部分は争う。
- (3) 再々反論書の2.の3)2.中「その検証なしでの収用明渡し裁決は、本件の対象者が故ない不利益を被るだけである」とする部分は争う。
- (4) その余の事実主張については否認ないし不知。その余の法律上の主張又は意見については争う。

2 再々反論書における審査請求人らの意見に対する反論

- (1) 審査請求人らは、「本件処分は、収用対象地の地権者と同居者(以下「地権者等」という。)の意志に反して、起業者の事業遂行のため、起業者に対し、収用地に係る所有権の取得、長崎県知事に対する代執行請求権を付与するものであること。そして、長崎県知事は起業者からの代執行請求を受けることで、代執行により家屋等を取り壊して居住者を物理的に排除するものであること。この意味を全く考慮していない事業認定申請以降の行政処分はすべて、「人権を甚だしく侵害していること」を捨象した、違法処分である。」旨主張している。

しかしながら、この主張は、次のような土地収用制度の基本を踏まえたものでなく、

いわば、審査請求人らの独自の見解に基づく主張であり、「事業認定申請以降の行政処分はすべて、「人権を甚だしく侵害していること」を捨象した、違法処分である」とする審査請求人の主張は失当である。

ア 土地収用制度は被収用者の意思に関係なく土地を公共の利益のために供する制度であるが、「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用ひることができる。」と規定する日本国憲法第 29 条第 3 項で認められた制度であること。

イ この土地収用制度について、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、国土の適正かつ合理的な利用に寄与する観点から、収用の要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定したものが土地収用法（以下「法」という。）であること。

ウ 法は、収用手続を①主として事業の公益性を判断する事業認定手続と、②主として収用に伴う補償について判断する裁決手続との二段階の手続から構成し、前者の事業認定手続を事業認定庁に、後者の裁決手続を収用委員会にそれぞれ委ねていること。

エ 土地収用制度については、次のとおり、公共の利益の増進と私有財産の調整を図る観点から被収用者の権利が損われないよう手続面での保証がなされていること。

(ア) 事業認定手続においては、①起業者は、事業認定申請に先立ち、説明会を開催し、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に説明する義務があること（法第 15 条の 14）、②利害関係者は法第 24 条の規定による事業認定申請書の縦覧期間中、事業認定庁に対し、公聴会の開催を請求することができ、事業認定庁は、公聴会の開催請求があったときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならないこと（法第 23 条）、③また、利害関係者は、上記縦覧期間中に都道府県知事に意見書を提出することができ（法第 25 条）、その意見書の内容が、事業認定庁が事業の認定をしようとする場合にあっては事業の認定をすることについて異議がある旨のものであり、又は事業認定庁が認定を拒否しようとする場合にあっては事業の認定をすべきとする旨のものである場合は、事業認定庁は、社会資本整備審議会等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないこと（法第 25 条の 2）。

(イ) 裁決手続においては、収用委員会の審理の場や意見書の提出を通して被収用者の意見を述べる権利が十分に補償されていること（法第 43 条及び第 63 条）。

オ 本件処分にかかる事業認定及び裁決手続は、以上の法の定める手続に従って行われた。したがって、違法処分との主張は失当である。

(2) 審査請求人らは、「事業認定時から収用明渡し裁決時の間に水需要の実態が大きく予測と乖離していた場合について法は想定していないから、そういう場合は「土地収用法では対応できない事件」として収用委員会は却下の裁決をしないと、本件の収用明渡し対象者が故ない不利益を被るだけである」旨主張している。

しかしながら、法は第 47 条で却下の裁決を行なう要件を定め、また、第 47 条の 2 で却下の裁決をする場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない旨定めているところ、審査請求人らが主張する「土地収用法では対応できない事件」は法第 47 条の却下の裁決の要件として規定はされていない。つまり、審査請求人らの主張は、法に定めのない「土地収用法では対応できない事件」という却下要件を、本件処分について当委員会が創設して、それを適用することを求めているに等しい。

仮に、本件処分により被収用者が故ない不利益を被るとしても、「土地収用法では対応できない事件」として却下の裁決をすることは、当委員会に認められた裁量の範囲を大きく逸脱することになる。

よって、「本件処分は「土地収用法では対応できない事件」として却下の裁決をすべきであった」とする審査請求人らの主張は失当である。

(3) 審査請求人らは、「当委員会が日量 40,000 立方メートルの安定水源確保の必要性が収用明渡し裁決時点においても実際に存在しているかの検証はなされていないのではないか。その検証なしでの収用明渡し裁決は、本件の対象者が故ない不利益を被るだけである」として、当委員会が裁決に当り、裁決時点において日量 40,000 立方メートルの安定水源確保の必要性を検証し、その必要性がない場合は却下の裁決をすべきであった旨を主張している。

しかしながら、法は収用委員会に裁決時における公益性の検証義務を課していない。仮に裁決時において事業の公益性に変更が生じたとしても、このことは法第 47 条の却下の裁決の要件には規定されておらず、収用委員会には審査する権限も無い。

よって、仮に、本件処分により被収用者が故ない不利益を被るとしても、そのことを理由として却下の裁決をすることは当委員会に認められた裁量の範囲を大きく逸脱することになるから、「本件処分は日量 40,000 立方メートルの安定水源確保の必要性がないから却下の裁決をすべきであった」とする審査請求人らの主張は失当である。

3 まとめ

上記 2 で述べたとおり、本件処分の取消しを求める審査請求人らの主張は何れも失当であり、本件審査請求は、理由がないから、棄却されるべきである。

4 その他

審査請求人らは、再々反論書の 2. の 2) 1. ⑤において、石木ダム 13 世帯のように、居住民排除を必要としていた事業数・件数・各事件ごとの人数を示すよう要請しているので、当委員会において確認できる範囲内で次のとおり回答する。

昭和 45 年度から令和元年度までの 50 年間で当委員会が裁決した県営事業（石木ダム建設事業を除く。）27 事業 39 件のうち、建物（住家）移転を伴うものは 7 事業 7 件である。

なお、この件は、当委員会が本件処分をなすに当り、考慮する必要のない事項であることを申し添える。

以上